

こうてきねんきんせいど あんない 公的年金制度のご案内

こうてきねんきんせいど まいつき ほけんりょう おさ ろうれい しょうがい しぼう
公的年金制度は、毎月、保険料を納めることで、老齢のほか、障害、死亡といっ
た予測できないことがおきたときに、給付を受けることができる制度です。

にほん す さいじょう さいみまん こうせいねんきんほけん さいみまん すべ
日本に住む 20歳以上60歳未満（厚生年金保険については70歳未満）の全ての
方は、国籍を問わず、日本の公的年金制度（厚生年金保険または国民年金のどちら
か）に加入する義務があります※。

※あなたが働く事業所が、厚生年金保険の適用事業所の場合、あなたは厚生年金保険に加入することになります。

※日本と社会保障協定を結んでいる国から日本へ短期間派遣されたときなどは、日本の公的年金制度への加入が免除される
場合があります。

こくみんねんきん 国民年金のポイント

こうせいねんきんほけん はい じしん す しく やくしょ ちょうそんやくば
○厚生年金保険に入っていない場合は、ご自身でお住まいの市区役所・町村役場にて
かにゆうてつづき
加入手続きをしなければなりません。

こくみんねんきん 国民年金は、

○歳をとったとき

○病気やけがで重い障害が残ったとき

○働き手がなくなられたとき

に備えます。

ろうれいねんきん しょうがいねんきん じしん しはら いぞくねんきん
老齢年金と障害年金はご自身に支払われ、遺族年金
はお子さん等に支払われます。

※年金を受給するためには要件を満たす必要があります。

もし日本を離れるとき、

だつたいいちじきん
脱退一時金を受けとることができます。

ほけんりょう げついじょうしはら ようけん み
保険料を6か月以上支払っていたなどの要件を満たす
外国人の方が日本を離れた場合、一時金を受けとる制
度があります。

※脱退一時金を請求するにあたっての注意事項があり
ます。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

こくみんねんきんほけんりょう 国民年金保険料は、

毎月17,510円※をお支払ください。

ほけんりょう まえばら こうざふりかえ しはら ばあい
保険料の前払いや口座振替によるお支払いの場合、
ほけんりょう わりひき しはらいほうほう
保険料が割引される支払方法があります。

※2025年度の1か月分の保険料額です。

こくみんねんきんほけんりょう しはら むすか 国民年金保険料の支払いが難しいとき、

支払が免除される制度があります。

しょうとく すく ばあい しつぎょう ばあい ようけん み
所得が少ない場合や失業をした場合などの要件を満た
す場合、保険料免除制度（学生の方は学生納付特例
制度）があります。

こうせいねんきんほけん 厚生年金保険について

○厚生年金保険の適用事業所で働く場合は、厚生年金保険に加入しなければいけません。

○加入手続きは事業所が行います。保険料は事業所が半分払い、あなたも半分払いますが、

きゅうりょう さしひ じぎょうしょ くに おさ
給料から差し引かれ、事業所がまとめて国に納めます。

○厚生年金も、老齢年金、障害年金、遺族年金と脱退一時金があります。

○年金について、わからないことがあれば、お住まいの市区町村役場、年金事務所またはねんきんダイヤルにお問い合わせください。

○年金制度について、詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。（<https://www.nenkin.go.jp/international/index.html>）

